

入札公告

このことについて、次のとおり一般競争入札に付すこととしたので公告します。

平成30年2月8日

岩手県立療育センター
所長 嶋田 泉 司

- 1 入札に付する事項
A重油（1種2号）1㍑当たり単価契約（小型ローリー納入）
別紙 仕様書参照
- 2 納入場所
岩手県立療育センター 紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割29番地1
- 3 契約期間
契約締結日～平成31年3月31日
- 4 入札（開札）の日時及び場所
 - (1) 日時
平成30年2月28日（水） 午前9時30分
 - (2) 場所
岩手県立療育センター 障がい者支援棟1階 相談室2
- 5 参加資格
 - (1) 岩手県の物品購入等入札参加資格者名簿に登載されていること。
(営業種目コード：0801)
 - (2) 入札日において岩手県から指名停止措置を受けていないもの。
 - (3) 災害時において病院としての機能を維持するため「災害時におけるA重油の優先供給に関する協定」を別紙②に基づき契約締結後速やかに締結できること。
- 6 入札参加申込
 - (1) 入札参加申込書の提出方法
岩手県社会福祉事業団又は岩手県立療育センターホームページからダウンロードし、郵送又は直接窓口へ提出すること。
 - (2) 入札参加申込書の受付期間
平成30年2月8日（木）から平成30年2月22日（木）
（※土・日曜日・祝日を除く、午前9時から午後5時まで）
 - (3) 入札参加申込書の提出先
岩手県紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割29番地1
岩手県立療育センター 事務局
TEL 019-601-2777
 - (4) 入札参加申込結果は平成30年2月26日（月）までに通知する。

7 入札の方法

- (1) 定刻までに入札実施場所に入場のこと。
- (2) 入札書（様式1）に1リットル当たりの単価を記載し、単価は少数点以下第1位までとする。
- (3) 郵送による入札を認める。封筒に入札書と明記のうえ開札の前日まで到着するように送付のこと。
ただし、1回目の入札が不調に終わった場合は、引続き2回目の入札を実施することから、郵送の場合は第2回目以降の入札は棄権とみなす。

8 入札に係る留意事項

- (1) 代理人による入札を認める。ただし、委任状を提出のこと。（様式2）
- (2) 金額の頭部には必ず押印のこと。
- (3) 入札の無効は、次の各号の一つに該当する場合とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
 - イ 委任状を持参しない代理人のした入札
 - ウ 記名・押印をしない入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字・脱字により必要事項が確認できない入札
 - カ 2人以上の代理人をした者の入札
 - キ その他入札に関する条件に違反した入札

9 入札保証金及び契約保証金 免除

10 落札者の決定方法

- (1) 入札を行ったもののうち予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ落札者を決定する。

11 再度入札

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札を行うものとする。入札執行回数は、3回を限度とし、この限度内において落札者がいない場合は、入札を打ち切ることとする。

12 契約書作成の要否 要（別紙②）

13 その他

- (1) 消費税額分を含まない金額にて入札すること。
- (2) 入札に係る不明な点については、下記担当者までお問い合わせください。

担当	岩手県立療育センター 事務局 長澤俊介
TEL	019-601-2777
FAX	019-697-3900

仕 様 書

1 油 種

A重油 J I S 1種2号

2 購入見込み量

(1) 契約期間

契約締結日～平成31年3月31日

(2) 期間中購入見込み量

144,000ℓ

(3) タンクの容量

24Kℓ

(4) 配送方法

小型ローリーでの配送

(配送日は原則土曜日であるが、新センターの稼働状況によっては、平日の配送となることもあるもの)

(5) 1回の購入量 (平均)

4Kℓ (11月～3月毎週)

※ 1回あたりの購入量に関しては、センターの稼働状況によっては変動する可能性があるもの。

3 納入場所

施設名 岩手県立療育センター

住 所 紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割29番地1

入札参加申込書

平成 年 月 日

岩手県社会福祉事業団

契約担当者

岩手県立療育センター

所長 嶋田 泉 司 様

住所

事業所名

代表者名

電話番号

印

岩手県立療育センターのA重油購入単価契約に係る一般競争入札に参加いたします。併せて、入札案内に定める競争入札に参加する者の必要資格に関する条件を満たすことを誓約します。

式2

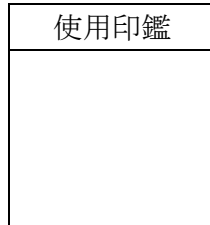
委任状

岩手県社会福祉事業団
契約担当者
岩手県立療育センター
所長 嶋田泉司 様

私は _____ を代理人と定め、下記の行為をする権限を委任いたします。

【委任事項】

岩手県立療育センターのA重油（1種2号）に係る入札の一切の権限
以上



上記の事項について委任いたします。

平成 年 月 日

委任者

印

岩手県社会福祉事業団
契約担当者
岩手県立療育センター
所長 嶋田泉司様

住 所

氏 名

上記代理人

入 札 書

--	--	--	--	--

 円

【物 件 名】 A重油（1種2号）1㍑の単価（小型ローリー納入）

【納品場所】 岩手県立療育センター

上記の金額をもって入札いたします。

単 価 契 約 書

社会福祉法人岩手県社会福祉事業団（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）
とは、下表のA重油の納入について次のとおり契約を締結する。

第1条 甲及び乙は、この契約に関する一切の義務を履行するものとする。

第2条 契約期間は、契約締結日から平成31年3月31日までとする。

第3条 乙は、甲から契約物件の購入申込みがあったときは、下表单価をもって別に甲の指定した場所及び期間内に納入するものとする。

表

品 名	規 格 品 質	単 位	単 価 (うち税額)
重 油	A重油1種2号	リットル	円 (円)

第4条 甲は、乙が次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 期限内に契約を履行しないとき、又は、履行の見込みがないと認められたとき。
- (2) 契約解除の申込みがあったとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったとき。
- (4) 前各号のほか、乙又はその代理人が契約条項に違反したとき。

第5条 この契約の解除による乙の被る損害について、甲は賠償の責を負わないものとする。

第6条 この契約書に規定していない条項については、必要に応じて甲、乙協議のうえ定めるものとする。

この契約締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえそれぞれその1通を保有するものとする。

平成30年 月 日

甲 社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
契約担当者
紫波郡矢巾町大字藤沢第2地割29番地1
岩手県立療育センター
所長 嶋 田 泉 司 印

乙

別紙②

災害時におけるA重油の優先供給に関する協定（案）

発注者 社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団 と受注者 とは、災害発生時における岩手県立療育センターへのA重油の確保を図るため、以下のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において病院としての機能を維持するため、発注者が必要とするA重油について、受注者の協力により需給されるために必要な事項を定めるものとする。

（A重油の供給要請）

第2条 発注者は、災害時における燃料の確保を図るために必要があると認められたとき、受注者に対して、文書によりA重油の優先供給を要請するものとする。

（要請に対する措置）

第3条 受注者は、発注者からの要請を受けたときは、速やかに必要な量を供給するものとする。

（協議事項）

第4条 この協定について疑義が生じたときは、その都度双方が誠意ある協議を行うものとする。

（有効期限と協力支援）

第5条 この協定の有効期限は、締結日から平成31年3月31日までとする。
ただし、協定締結後に受注者が納入者ではなくなった場合においても、受注者は納入者が被災するなど非常の事態が生じたときに発注者の要請を受けて可能な限り支援するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 月 日

発注者 社会福祉法人 岩手県社会福祉事業団
契約担当者
岩手県立療育センター
所長 嶋田泉 司 印

受注者